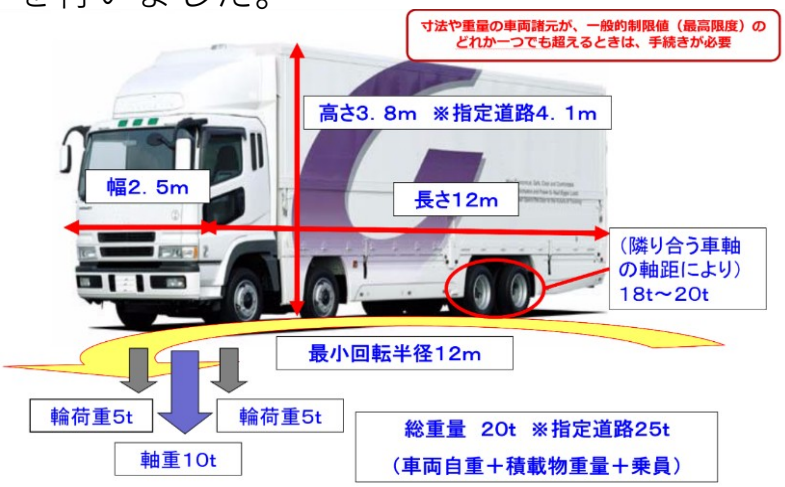
つるこく情報

発　　行
酒田河川国道事務所
鶴岡国道維持出張所
第186号
令和 8年 7月 23日

特殊車両の取締りを実施しました

7月15日（水）鶴岡防災ステーションにおいて、特殊車両（一定の重さ、大きさを超える大型車両や構造が特殊な車両）の適正な利用を促進するため、鶴岡警察署の協力のもと取締りを行いました。





特殊車両とは

道路は一定の構造基準により造られています。 そのため道路法では道路の構造を守り、交通の危険 を防ぐため道路を通行する車両の大きさや重さの 最高限度を左図のとおり定めています。 このいずれかの最高限度を超える車両のことを 「特殊車両」といいます。



通行許可証の確認



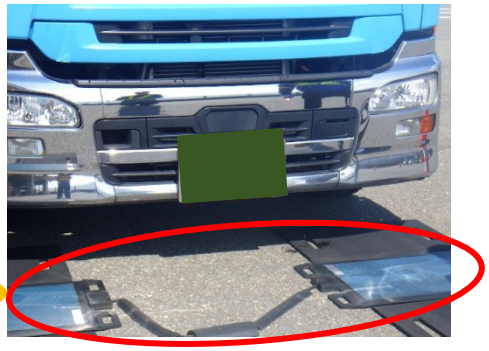
高さ計測



幅計測

マットスケールを用いて重量計測







総重量計測

道路の異状は＃9910（通話料無料）

国土交通省 LINE通報アプリ ＃9910
道路の異状を発見したら
友だち追加は二次元コードから
LINEで通報#9910

国道7 ROUTE　国道112 ROUTE　E7

国土交通省　東北地方整備局　酒田河川国道事務所　鶴岡国道維持出張所
〒997-0043　山形県鶴岡市東新斎町11-15
TELL：0235-22-4738（代表）　FAX　0235-25-4820